

函館市の観光振興財源確保策の検討について

第 1 回検討委員会資料
令和元年 7 月 22 日（月）

目次

- 1 自治体における自主財源について
 - 2 他の自治体における事例
 - 3 観光振興財源確保策の検討案
 - 4 観光振興財源確保策の比較検討
-

1 自治体における自主財源について

○自治体における観光振興のための自主財源の確保策について

【他都市事例や法的な制約などを勘案し想定し得る対策】

種類	内容	
寄附金 (協力金)	賛同者からの寄附(協力)を求めるもの	
課税自主権 の活用	法定目的税の 超過課税	標準税率等(通常依るべき税率)とされている税目について、その税率と異なる税率を設定(入湯税)
	法定外目的税	条例で定める特定の費用に充てる税

2 他の自治体における事例

種類	名称	内容
寄附金 (協力金)	富士山保全協力金 (山梨県)	<ul style="list-style-type: none">○富士山の環境保全や、登山者の安全対策に充てる○各登山ルート of 5合目から山頂を目指す登山者が対象○登山者数は約17万2千人(H29年度)○金額 : 基本1,000円○決算額 : 約9,600万円(H29年度)
	かまくら想いプロジェクト (鎌倉市)	<ul style="list-style-type: none">○ガバメントクラウドファンディングによる寄附○市内10カ所に観光ルート板を新設○1人1口1万円で募集し、目標金額100万円を22日間で達成
法定税 (目的税) 超過課税	入湯税の超過課税 (釧路市)	<ul style="list-style-type: none">○超過相当分は、阿寒地区の整備や観光振興の費用に充てる○超過課税の対象施設は、国際観光ホテル整備法の登録対象施設のみ(阿寒地区のホテル・旅館が該当する)○税率 : 宿泊者1人1日につき250円(旧税率:150円)○決算額 : 約1.6億円(H29年度入湯税全体決算額)

2 他の自治体における事例

種類	名称	内容
法定外 目的税	遊漁税（富士河口湖町）	○河口湖及びその周辺地域における環境の保全等の費用に充てる ○河口湖での遊漁行為をする者 ○税率：1人1日 200円 ○決算額：約800万円(H29年度)
	環境協力税（伊是名村）	○環境の美化，保全や観光施設の維持整備に充てる ○旅客船，飛行機等で入域する者を対象 ○税率：1回の入域につき100円 ○決算額：約400万円(H29年度)
	宿泊税（京都市）	○観光都市としての魅力を高め，観光の振興を図る施策に要する費用に充てる ○ホテル・旅館・簡易宿所・民泊の宿泊者を対象 ○税率：宿泊料金ごとに200円～1,000円 ○決算見込額：約19.5億円(H30年度)

3 観光振興財源確保策の検討案

○他の自治体における事例を参考とし、本市における観光振興財源確保策を以下のとおり検討

事例	①観光振興協力金	②入湯税超過課税	③宿泊税
種類	寄附金(協力金)	法定目的税の超過課税	法定外目的税
行為	施設利用行為等	入湯行為	宿泊行為
対象	観光客や協力者	鉱泉浴場への入湯者	宿泊施設への宿泊者
試算	基本額:任意	i) 税率:250円(100円超過) ii) 税率:350円(200円超過)	i) 税率:200円 ii) 税率:500円
	試算不可	i) 約1.4億円 ii) 約2.8億円 (超過相当分試算)	i) 約8.8億円 ii) 約22.0億円 (来函観光入込客数推計から試算)

4 観光振興財源確保策の比較検討

○比較検討に際しての論点

① 負担を求める対象の検討

- ・ 財政需要の負担を求める対象となりうること

② 負担を求める手法の検討

- ・ 財源の安定的かつ継続的な確保を見込めること

4 観光振興財源確保策の比較検討

事例		①観光振興協力金	②入湯税超過課税	③宿泊税		
種類		寄附金(協力金)	法定目的税の超過課税	法定外目的税		
行為		施設利用行為等	入湯行為	宿泊行為		
対象		観光客や協力者	鉱泉浴場への入湯者	宿泊施設への宿泊者		
論点整理	対象	<ul style="list-style-type: none"> 負担を強いるものではなく、任意の協力を求めるため対象となりうる 	○	<ul style="list-style-type: none"> 新たに負担を強いるものであるが、宿泊者の多くが観光客であり、行政サービスの恩恵を受けていることに着目すれば、対象とすることは可能 	△	○
	手法	<ul style="list-style-type: none"> 任意の協力金であるため、収入規模の見通しが不透明 既存の寄附受付とは別の徴収方法が必要となるが、適切な方法の確立が難しい 	×	<ul style="list-style-type: none"> 本市の入湯者数の推移から、必要とされる財源規模を確保することは難しい 	△	○
評価		×	△	○		

【参考】観光客を対象とする他の行為について

行為	消費	市内でのおみやげ購入、飲食行為など	観光客と市民との区別が困難で、捕捉が不可能
	入域	市内への入域行為(飛行機、鉄道、フェリー、自動車など)	

4 観光振興財源確保策の比較検討

○比較検討のまとめ

観光振興のための財源確保策については、市民から負担を求め
るのではなく観光客（宿泊客）に協力をいただき、安定的かつ
継続的な収入が見込める「法定外目的税」としての「**宿泊税**」
がもっともふさわしい手法と考えられる。

法定外目的税の検討に際しては、地方税法や総務省の通達にある留意事項な
どに基づき検討を進める必要がある。